

令和6年度 第1回

開催年月日 令和6年8月1日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	2	3
公益代表	3名	部会長及び部会長代理の選出について	労使の基本的主張について	
労働者代表	3名			その他
使用者代表	3名			

次回専門部会開催予定日

令和6年8月2日

[開会] 午前10時47分

賃金室長 ただ今から、令和6年度第1回高知県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日は公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項により準用された同審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告します。

今回は、専門部会委員発令後の最初の部会ですので、部会長が選任されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。

はじめに、部会長及び部会長代理の選出に移りたいと思います。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第25条第4項により準用されております同法第24条の規程によりまして、公益委員のうちから選出することとなっております。ご推薦はありますでしょうか。

浜田委員 部会長に中橋委員を、部会長代理に近藤委員を推薦いたします。

賃金室長 ただ今、中橋委員を部会長に、近藤委員を部会長代理にというご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

異議なし

賃金室長 それでは、ご賛同をいただきましたので、中橋委員に部会長を、近藤委員に部会長代理をお願いいたします。

それでは、中橋部会長にご挨拶をいただくとともに、以後の進行をよろしくお願いいたします。

名札交換

- 部会長 ただ今ご指名をいただきました中橋です。
今年度も部会長を務めさせていただきます。
またこの季節が来ましたというところで、毎年暑い中皆さんにお集まりいただき、熱心な審議をいただいているところかと思えます。
今年度は先ほどお話もありましたように、地域別最低賃金の改定の目安が3ランクすべて50円、引き上げ率は約5.0%という内容となっております。
昨年よりさらに大きな引き上げ金額となっておりますけれども、公益委員としましては、三者合意を目指して、審議の円滑な運営に努めていきたいと考えております。
雨を気にする年もあれば、ついこの前まではコロナで皆さんの体調を気にしつつというところもありますが、今年は暑さに気をつけていただきまして、円滑な協議をしていきたいと思っています。
皆さんご協力よろしく申し上げます。
続きまして、部会長代理を担当していただきます近藤委員にご挨拶をお願いいたします。
- 部会長代理 近藤です。部会長を補佐して、円滑な審議に努めてまいります。
今年度は来週あたりも台風も全然来そうにないですね。
天候に惑わされることなく、暑いだけで熱い議論の支えをしてくれる天候なのかなと思います。議論が円滑に進みますよう、よろしく申し上げます。
- 部会長 それでは次に、当部会の運営規程のことですけれども、事務局から説明をお願いします。
- 賃金室長 お手元の議事次第の3枚目に運営規程が入っております。
昨年のもので特に変わった点はございません。
- 部会長 この運営規程について、何かご質問等はございませんか。
特にないようでしたら、ご承認いただけたということでよろしいでしょうか。

異議なし

部会長 異議はないようですので、当専門部会の運営規程としたいと思います。
それでは、当部会は、この運営規程に基づいて運営することとなりますので、よろしくをお願いします。

部会長 次に、専門部会の公開についてですが、第8回本審において承認されましたとおり、本日の第1回専門部会につきましては、労使の基本的主張を行うこととして、公開とするということによろしいでしょうか。

異議なし

部会長 異議はないようですので、このあと基本的主張を行いたいと思います。
次に、第2回以降の金額審議を行う部分ですが、率直な意見交換を損なう恐れがあることを考慮しますと、非公開とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

異議なし

部会長 ご了承いただきましたので、第2回以降の金額審議を行う部分は、非公開とさせていただきます。
次に、議事録を確認する委員ですが、公益は私が担当することとします。労働者代表委員はどういたしますか。

市川委員 私、市川が確認します。

部会長 使用者代表委員はいかがですか。

沖田委員 私、沖田が確認します。

部会長 両名よろしくをお願いします。
それでは、労使双方から基本的主張をいただくこととします。
まず労働者側から、基本的主張をお願いします。

市川委員 労働側は本年の審議にあたりまして、まず何よりも「最低賃金をセーフティネットにふさわしい額にしていくこと」を前提にするべきだと考えます。
また、現下の物価高騰の状況を踏まえて最賃決定3要素のうちの「生計

費」に重点を置いた審議を求めます。

そのうえで、労働側の見解を6点述べさせていただきます。

まず1点目は、「最賃をセーフティネットとしてふさわしい “本来あるべき水準” への到達を視野に入れた議論をすべきだ」ということです。

今年の最賃審議にあたっては、上げ幅をどうするのかという議論に偏重するのではなく、最賃の水準を「セーフティネットとしてふさわしい水準へできるだけ早く到達させる」ことを念頭に置いた議論をすべきだと考えます。

労働側は、その “あるべき水準” は当面、「一般労働者の賃金における中央値の60%」を参考にした1,286円にすべきだとまず主張させていただきます。

2点目は、「現下の物価上昇局面を鑑みて、最低賃金法第9条第2項の3要素のうちの生計費に重点を置いた審議をするべきだ」ということであります。

2021年後半から続く物価上昇は、とりわけ生活関連物資の上昇率が高いことから、低所得者層にとっては厳しい状況が続いています。だからこそ、セーフティネットとしての役割がある最低賃金の額を決定するにあたっては、低所得者層の生活を守る視点に立って、その生計維持ということも念頭に置いて額審議をするべきだと考えておりまして、特に低所得者層の生計費に大きく関係する “基礎的支出項目” の動向がポイントになると、労働側は認識しています。

3点目は、「外部労働市場における賃金水準も考慮した決定をすべきだ」ということです。

ハローワークにおける求人賃金は、高知県の最低賃金を大きく上回るおよそ1,000円あたりで募集されています。

また、高卒初任給も月額176,000円であり、時給でいうと1,000円を超えています。

要は、この水準でなければ、「人が雇えない、働き手が来ない」という事であり、こうした実勢も参考にした額審議を行なうべきだと考えます。

4点目は、「地域間 額差」の是正」です。

最低賃金の最高額と最低額の差は、2002年には104円差でした。

しかし、現時点ではその額差は、東京都と高知県の比較だけでも216円もの差になっています。この額差は、「同一労働同一賃金」という社会的な流れの中にあって看過できない問題だといえます。

また、この額差が働き手の県外流出の一因にもなっているとされていることから、早急にこの差を是正すべきだと思います。

よって、今年の審議においては、公労使がそろって「額差の是正も念頭に置きながら審議すること」を求めます。

5点目は、「2024春闘の妥結水準も一定、考慮すべきだ」ということです。

連合高知における現在の妥結額は、県全体の加重平均でみると、「9,940円 4.15%で、そのうちのベア分は2.78%」と近年にない妥結結果になっています。

このように、今春闘では、労使交渉ができる組織労働者については、社会全体の賃上げムードを背景にして一定の成果が出ています。

しかし、労働組合がない未組織労働者は、社会的な賃上げの流れから取り残され、結果的に「組織と未組織の格差」が拡大しているといえます。

こうした格差を是正するためにも、最低賃金の額決定に際しては組織労働者の賃上げも一定考慮することが必要であります。

最後に、「最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない」ということです。

労働側は、最賃の引上げが原因で企業倒産が増えているとは考えていません。むしろ、現在の企業倒産の増加は、後継者不足やコロナ融資の返済などを起因としていると受け止めています。

つまり、最賃の引上げと雇用環境の因果関係は弱いと認識しているということです。

また、2021年の審議では、中賃の資料にある学説評価を受けて「最低賃金の引上げがマクロの雇用指標である失業率や有効求人倍率に負の影響を及ぼしているとは必ずしも確認できない」ことを前提にした審議を行ってきた経過があります。

よって、本年の審議においても、この経過を踏まえた審議が必要だと考えます。むしろ、生産年齢人口、とくに若年層の人口流出が課題となっている高知県においては、人材確保・定着の観点からも最低賃金の引上げによる県民所得の「底上げ」が重要であるのではないかと強く主張しておきます。

以上6点の審議に向けた労働側の基本的な考え方を述べさせていただいたうえで、我々としては審議を尽くしたいと考えます。

部会長 それでは、使用者側から、基本的主張をお願いします。

沖田委員 使用者側からは、はじめに、この春の賃上げでは、大手企業を中心に高水準の賃上げが実施されており、この賃上げが、経済の好循環に繋がることを大いに期待しているところでございます。

しかし一方で、円安により資材価格やエネルギーコストの高騰に加えて、労務費の価格転嫁が十分行えていない企業も存在しております。

中賃審議でも使われましたJILPTの資料において、原材料・仕入れ価

格の上昇分の価格転嫁が全額できているは10%、ある程度できている39%、両方で49%程度にとどまっています。

このような状況を見ると、未だ中小企業が賃上げできる環境が十分に整っているとは言い難い状況であると受け止めております。

企業倒産件数が増えているという状況も気になるところです。

また、企業が頑張っても実質賃金がマイナスとなるような、賃上げが追い付かないほどの物価高騰は、「賃金と物価の好循環」とは言い難い状況ではないかと考えています。

日銀が目指す2%程度の安定した経済成長を達成し、賃上げされる労務費が適正に価格転換できる環境を整えることが重要ではないかと考えます。

こういう認識のもと、今年度の審議に当たっての基本的な考え方としましては、昨年の審議においては、急激な物価高騰を特に重視し、目安額を上回る改定となりました。昨年の状況からやむを得ない判断だったと理解しています。

本年も、物価上昇が続くなか、最低賃金の引上げ期待が大きいことは承知しており、一定程度引上げることの必要性は理解しております。

本年の審議においては、最低賃金法第9条2項に定められている3要素、すなわち「地域における労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定めるという法の原則に立ち返り、各種データを基にどのように分析し、そこからどのように最低賃金を導き出したか、事業者、労働者双方に、より納得感のある説明ができるよう議論を深めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長

ただ今、労使双方から基本的主張をお伺いしました。

それぞれの基本的主張につきまして、何かご質問はありますか。

意見なし

部会長

現段階では特にないようですので、それぞれの主張につきまして、目安額の考え方、指標となるデータの検討などを行っていただき、次回専門部会においてご意見をお伺いしたいと思います。

以上で予定していました本日の議題は終了しましたが、ほかに何かございますか。

意見なし

部会長

特にないようでしたら、本日の専門部会はこれで終了いたします。

[閉会] 午前11時02分